

令和五年十二月二十二日受領
答弁第一二二四号

内閣衆質二二二第二二四号

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員松原仁君提出子供への性犯罪者データベースの活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出子供への性犯罪者データベースの活用に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「学習塾やスポーツクラブなど子供に接する職業に就く全ての人物に対して性犯罪歴の確認を義務付ける新たな制度」、「英国の「DBS」（無犯罪証明書の発行）システムの導入」及び「性犯罪歴確認の仕組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないためお答えすることは困難であるが、政府としては、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和三年十二月二十一日閣議決定）に記載されているとおり、「教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討」を進めているところである。